

太枠内をご記入ください。

遺跡地図照会票			
連絡先	電話		日付 令和 年 月 日
	F A X		
申請者	会社名		
	氏名		
照会地番	上益城郡嘉島町大字		
照会目的	土地鑑定 売買 住宅 宅地造成 道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 工場 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 その他の建物 () 観光開発 遺跡整備 その他の開発 ()		
開発の時期	直近 (月 日) 年内 3年以内 5年以降 未定		

(教育委員会回答欄)

照会結果	周知の埋蔵文化財包蔵地の 範囲外、範囲内・隣接地 (遺跡)、試掘指定		
指示内容	範囲外 【 】	当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であり、特に法的な手続き等はありませんが、工事中に文化財と思われるものが出土した場合は、速やかに町教育委員会に届けてください。	
	隣接地 【 】	当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接（境界から約50m）しているため、試掘調査が必要となります。開発が近い場合は試掘調査に係る立入承諾書を提出してください。調査の結果、遺跡の存在が確認された場合、法93・94条に基づく発掘届を提出し、工事の内容によっては本調査が必要となる場合があります。	
	試掘指定地域 【 】	当該地は現時点では周知の埋蔵文化財包蔵地となっておりませんが、下記の根拠により遺跡の存在する可能性があり、試掘調査が必要となります。 開発が近い場合は試掘調査に係る立入承諾書を提出してください。 調査の結果、遺跡の存在が確認された場合、法93・94条に基づく発掘届を提出し、工事の内容によっては本調査が必要となる場合があります。	
	範囲内 【 】	当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内にあり、開発にあたっては法93・94条に基づく発掘届を提出する必要があります。 また、確認調査を実施する必要がありますので、開発が近い場合は確認調査に係る承諾書を添付して 着工の60日前まで に届を提出してください。 工事が未定な場合でも、確認調査を実施してよい場合はその旨お伝え頂き、同意書を提出していただければ速やかに確認調査を実施します。なお、確認調査に係る費用は教育委員会が負担します。	
	要本調査 【 】	当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内にあり、且つ周辺の確認調査の結果遺跡の存在が明らかであるので、上記の発掘届を提出し、工事の内容によっては、本調査が必要となります。 工事内容の変更によって本調査が不要と判断される場合がありますので、工法の変更をご検討下さい。 なお、本調査に係る費用は原則として原因者負担となります。	

添付書類：事業（予定）地付近がわかる地図（ゼンリン地図等）
 事業内容がわかる図面等（計画前であれば不要）

担当者不在時の処理方法： メール F A X 電話 による回答希望